

# 障害福祉サービス

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を受けられるもの。

## 障害福祉サービスの体系

居宅や施設等で介護の支援を受ける「介護給付」と、就労などの訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けて利用するサービスです。

| 種類   | サービスの名称            | 内 容                                                             | 障害支援区分等の条件                                                                                                    |
|------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付 | 居宅介護 (者) (児)       | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。                                         | 障害支援区分 1 以上<br>ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)は別途基準があります。                                                                |
|      | 重度訪問介護 (者)         | 重度の障害があり常に介護を必要とする方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援等を総合的に行います。     | 障害支援区分 4 以上で<br>・二肢以上に麻痺があること<br>・「歩行」「移動」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること又は、障害支援区分 4 以上で、行動関連項目の合計点数が 10 点以上 |
|      | 同行援護 (者) (児)       | 視覚障害により移動に著しい困難を有する方が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。                     | 障害支援区分以外の条件等があります。                                                                                            |
|      | 行動援護 (者) (児)       | 知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行います。  | 障害支援区分 3 以上で<br>・行動関連項目等で条件があります。                                                                             |
|      | 重度障害者等包括支援 (者) (児) | 常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 | 障害支援区分 6 以上で<br>・重度訪問介護の対象で四肢麻痺などの条件があります。                                                                    |

日中活動系サービス・・・入所施設、事業所で昼間の活動を支援します。

| 種類    | サービスの名称                      | 内 容                                                               | 障害支援区分等の条件                                                                                         |
|-------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付  | 短期入所 (者) (児)                 | 家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。                                   | 障害支援区分 1 以上                                                                                        |
|       | 療養介護 (者)                     | 医療に必要な障害があり常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。              | 障害支援区分 6 以上で<br>・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方<br>障害支援区分 5 以上で<br>・重症心身障害者等<br>・医療的ケアの判定スコアによる条件を満たす方 |
|       | 生活介護 (者)                     | 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。                      | 障害支援区分 3 以上<br>50 歳以上の場合は障害支援区分 2 以上                                                               |
| 訓練等給付 | 自立訓練<br>・機能訓練<br>・生活訓練 (者)   | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行います。           | 障害支援区分以外の条件等があります。                                                                                 |
|       | 就労移行支援 (者)                   | 就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。         | 障害支援区分以外の条件等があります。                                                                                 |
|       | 就労継続支援<br>・ A 型<br>・ B 型 (者) | 一般企業等への就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。              | 障害支援区分以外の条件等があります。                                                                                 |
|       | 就労定着支援 (者)                   | 一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。                           | 障害支援区分以外の条件等があります。                                                                                 |
|       | 就労選択支援 (者)                   | 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、希望や就労能力や適性等に合った選択を支援します。 | －                                                                                                  |

居住支援系サービス・・・入所施設等で住まいの場として利用するサービスです。

| 種類        | サービスの名称   | 内 容                                                                 | 障害支援区分等の条件                         |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 介護<br>給付  | 施設入所支援 ③者 | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                 | 障害支援区分 4 以上<br>・50 歳以上は障害支援区分 3 以上 |
| 訓練等<br>給付 | 自立生活援助 ③者 | ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。 | 障害支援区分以外の条件等があります。                 |
|           | 共同生活援助 ③者 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。                     |                                    |

## 相談支援に関するサービス

|                   |        |                                                                        |
|-------------------|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援<br>障害児相談支援 |        | 障害福祉サービス等の利用申請に必要なサービス等利用計画等を作成しや、サービスの利用に関する相談への対応、関係機関との連絡調整などを行います。 |
| 地域<br>相談<br>支援    | 地域移行支援 | 住居の確保や地域生活に移行するための相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。                        |
|                   | 地域定着支援 | 常時の連絡体制を確保して、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに緊急訪問や緊急対応など、各種支援を行います。               |